

発 案 書

県議第八号

避難所における生活・衛生環境の改善を求める意見書について

避難所における生活・衛生環境の改善を求める意見書を次のように発案する。

令和七年七月十日

提出者 岐阜県議会議員

広瀬修	川上哲也	猫田孝	尾藤義昭	水野吉近	中川裕子	安井忠	黒田芳弘	判治康信
-----	------	-----	------	------	------	-----	------	------

岐阜県議会議長 小原 尚 様

避難所における生活・衛生環境の改善を求める意見書

近年、気候変動の影響等により毎年のように全国各地で大規模な自然災害が発生している。昨年一月に発生した能登半島地震においては、一次避難所への避難者数は、発災直後の令和六年一月二日に最大の四万人を超えており、災害により生活拠点を失った被災者のよりどころとして、避難所が重要な役割を担っている。

しかしながら、避難所の生活・衛生環境を見ると、食料や水、トイレ、入浴施設等の設置が不十分なケースや、プライバシーに配慮した生活空間の確保等、多くの課題が残されている状況である。

他にも、高齢者や障がい者、乳幼児を抱える家庭、女性など、災害時に特別な配慮を必要とする方に対応した避難所整備が必要であり、避難所の生活・衛生環境の改善が喫緊の課題となっている。

よって、国においては、避難所の生活・衛生環境の改善を図るため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

記

一 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針に沿った避難所の開設や、避難所用物資等の備蓄及び整備を行う自治体に対し、交付金等の財政支援措置の継続、拡大を図ること。

二 一般避難所への避難が困難な方のための福祉避難所の充実に向けた資機材や福祉人材の確保などを推進する自治体の取組みを支援すること。

令和七年七月十日

岐阜県議会議長

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	総務大臣	財務大臣	厚生労働大臣	内閣府特命担当大臣(防災、海洋政策)	内閣官房長官
様							